

看護師等（助産師、保健師含む）に対する奨学金について（部会案）

1. 貸与対象者

看護師等養成所の学生（統合新病院に勤務の意思を有するもの）を対象とする。

2. 貸与人数

貸与対象者が統合新病院に採用になる年の採用予定数から設定する。

3. 貸与条件

入試成績や入学後の学業成績により貸与条件を設定する。

4. 貸与額

修学にかかる費用相当額とする。（例：加賀看護学校であれば月額 5 万円程度）※ただし年度ごとに限度額を設定する。

5. 返還免除条件

統合新病院に勤務した場合を対象とする。

6. 返還免除の対象となる勤務年数

貸与相当年数と同じ期間以上勤務を対象とする。

7. 開始時期

平成 26 年度在校生からを対象とする。

8. イメージ

(1) 平成26年度1年生に対して年間60万円貸与した場合

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
病院事業会計	 60万円	 60万円	 60万円	 60万円が返還免除	 60万円が返還免除	 60万円が返還免除	
奨学金貸借者	 学生 (1年生)	 学生 (2年生)	 学生 (3年生)	 看護師 (1年間勤務)	 看護師 (2年間勤務)	 看護師 (3年間勤務)	

(2) 平成26年度2年生に対して年間60万円貸与した場合

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
病院事業会計	 60万円	 60万円	 60万円が返還免除	 60万円が返還免除	
奨学金貸借者	 学生 (2年生)	 学生 (3年生)	 看護師 (1年間勤務)	 看護師 (2年間勤務)	

(3) 平成26年度3年生に対して年間60万円貸与した場合

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
病院事業会計	 60万円	 統合新病院開院前であるため60万円の返還は猶予	 60万円が返還免除	
奨学金貸借者	 学生 (3年生)	 看護師 (統合新病院前)	 看護師 (統合新病院 1年間勤務)	